

件名：群馬県宅地建物取引業協会との協定による空家等利活用の取組状況について

1 内 容

渋川市は、平成27年7月28日に群馬県宅地建物取引業協会（以下、「宅建協会」という。）（会長 谷田部栄一）及び同協会渋川支部（支部長 福田英作）と「渋川市における空家等及び空地の利活用の促進に関する協定」を締結し、市と宅建協会が相互に連携・協力して特定空家発生防止と空家等の利活用に取り組んでいます。については、現在における状況について報告するものです。

2 協定に基づく取り組み（実績）

（1）空家等及び空地の売却、賃貸その他市場への流通の促進に関する事業

【事業概要】

所有者等の要望により、宅建協会渋川支部協力店（22社）へ情報提供を行い、取引を希望する協力店を支部内で調整、担当となった協力店が所有者等の希望に応じた対応を行う。

相談内容	建物（敷地含む）				土地（空地）	計
	売却	購入	賃貸	賃借	売却	
要望件数	29	2	2	9	4	46
解決件数	8		1		1	10

H28.12.14現在

（2）所有者等に対する空家等及び空地の相談に関する事業

【事業概要】

毎月第2水曜日 午後1時30分から午後4時

1回30分の予約制、定員5名、無料

相談員は、宅建協会渋川支部役員

【事業実績】（H27.12～H28.12）

相談内容	全般	売却	賃貸・購入	解体	計
件数	6	26	6	7	45

3 事業の効果について

市が一時窓口となることで、所有者等が気軽に相談できる。

宅地建物取引士の専門的で豊富な情報に基づき、具体的な解決案が提案されている。